

## 新潟市障がい者基幹相談支援センター

いよいよ！ 平成27年4月1日スタート！

## 1 基幹相談支援センター設置状況

センター名	設置場所	相談受付日	担当エリア
東	東区役所 1階	*月～金曜日 (土・日曜日・祝祭日・年末年始は休み) *8時30分～17時30分	北区・東区
秋葉	秋葉区役所 2階		江南区, 秋葉区, 南区
西	西区役所 3階		西区・西蒲区
中央	新潟市総合福祉会館 1階	*火～土曜日(日・月曜日(祝祭日にあたる場合はその翌日), 祝祭日, 年末年始 休み) *8時30分～17時15分	中央区

※東, 秋葉, 西については庁内の内線が敷設。

## 2 相談対応

- (1) 利用者 市内在住の障がいのある方やそのご家族  
(介護者, 障がい福祉サービス事業所等)
- (2) 相談方法 来所相談, 電話やファックス等による相談  
※担当エリア制を敷くが, 相談はどのセンターでも等しく対応。
- (3) 相談内容 別紙のとおり

## 3 運営体制・相談員数

- (1) 実施主体 新潟市(運營業務を団体(社会福祉法人)に委託)
- (2) 人員体制 各センター  
管理者 1名(兼務)  
相談員 4名(専任 うち1名は障がい児支援コーディネーター)

基幹名	代表法人	委託法人	相談員	児童コーディネータ	合計
東	●	とよさか福祉会	3	1	4
		新潟太陽福祉会			
中央	●	新潟市社会福祉協議会	3	1	4
		新潟しなの福祉会			
		更生慈仁会			
秋葉	●	中蒲原福祉会	3	1	4
		中東福祉会			
		白蓮福祉会			
西	●	新潟しなの福祉会	3	1	4
		自立生活福祉会			
		新潟みずほ福祉会			
			12	4	16

**【新潟市障がい者基幹相談支援センター実施要綱 抜粋】**

## (1) 総合的・専門的な相談支援の実施

(ア) 障がい者(児)及びその家族等からの相談に対する総合的かつ専門的な支援。

- イ) 福祉サービスの利用援助
- ロ) 社会資源を利用するための支援
- ハ) 社会生活力を高めるための支援
- ニ) ピア・カウンセリングを活用した支援
- ホ) 専門機関の紹介

(イ) 複数の課題を抱えるなど、障害福祉サービス等の利用だけでは解決することが困難な障がい者(児)に対する相談支援

## (2) 地域の相談支援体制の強化に関する取り組み

- (ア) 地域の相談支援事業者への指導・助言
  - (イ) 相談支援従事者等に対する研修会等を通じた人材育成
  - (ウ) 新潟市障がい者相談員への活動支援
- (エ) 計画相談支援の推進
- (オ) 新潟市障がい者地域自立支援協議会への参画
- (カ) 地域の関係機関・相談専門機関等とのネットワーク構築

## (3) 地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援

- (ア) 地域の相談支援事業者への指導・助言
  - (イ) 障害者支援施設および精神科病院等からの相談対応
  - (ウ) 障害者支援施設、精神科病院等と相談支援事業者等との間の連絡調整(コーディネート機能)
- (エ) 施設入所者相談会の実施

## (4) 権利擁護・虐待の防止

- (ア) 新潟市障がい者虐待防止センターと連携した虐待防止活動
- (イ) 成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度申し立てにかかる支援

## (5) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児等、知的障がい児等、身体障がい児等の地域における生活を支えるために行う療育指導等に関する相談支援。

- (ア) 訪問による相談
- (イ) 障害児相談支援事業者への指導、助言

## (6) 市が、事業の目的を達成するために必要と認めた業務

※平成27年度途中～ (仮称)共に生きる新潟市づくり条例相談機関に基づく業務として、障がいを理由とした差別(不当な差別的行為、合理的配慮の不提供)への対応及び調整活動等を追加予定

# 基幹型相談支援センター平成27年度 1月分実績

※地域療育等支援事業の実績除く

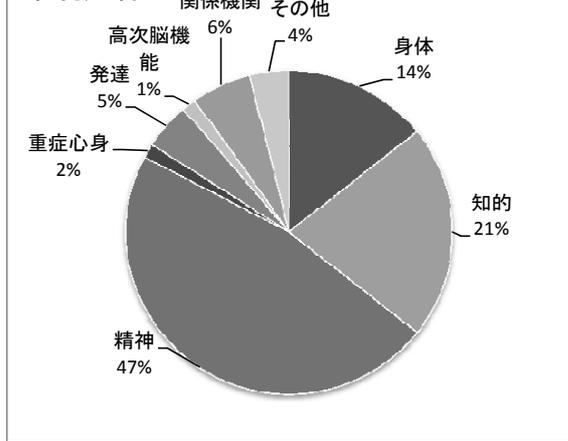
資料 6

## 1. 利用者実人数 (平成27年1月分)

【障がい者】

障がい種別	東	秋葉	西	中央	計
身体障がい	14	18	23	15	70
知的障がい	29	25	28	23	105
精神障がい	86	41	53	50	230
重症心身障がい	5	0	1	1	7
発達障がい	10	2	3	8	23
高次脳機能障がい	0	3	1	3	7
関係機関	3	0	21	5	29
その他	4	4	8	3	19
計	151	93	138	108	490

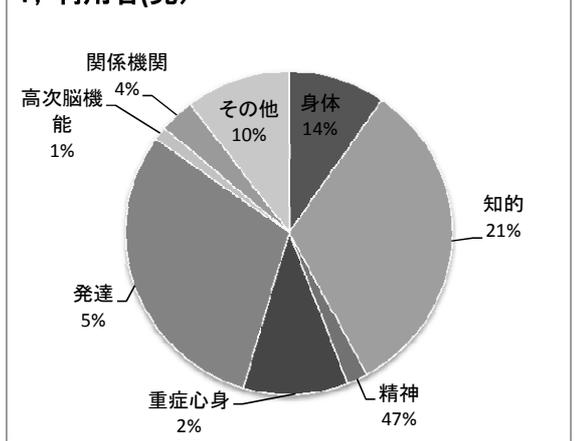
### 1. 利用者



【障がい児】

障がい種別	東	秋葉	西	中央	計
身体障がい	2	4	1	7	14
知的障がい	23	10	3	11	47
精神障がい	0	0	1	2	3
重症心身障がい	4	6	2	3	15
発達障がい	11	11	14	8	44
高次脳機能障がい	0	2	0	0	2
関係機関	0	2	3	0	5
その他	0	0	13	2	15
計	40	35	37	33	145

### 1. 利用者(児)

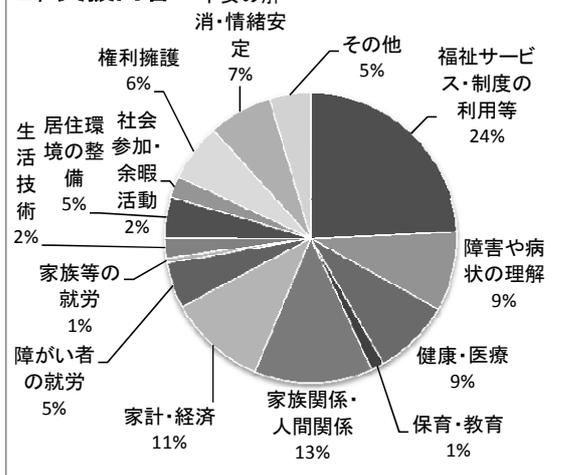


## 2. 支援内容 (平成27年1月分)

【障がい者】

区分	東	秋葉	西	中央	計
福祉サービス・制度の利用等	258	131	132	143	664
障害や病状の理解	90	64	48	41	243
健康・医療	70	78	24	60	232
保育・教育	8	24	1	7	40
家族関係・人間関係	86	152	46	74	358
家計・経済	62	185	15	34	296
障がい者の就労	29	60	26	25	140
家族等の就労	0	15	0	1	16
生活技術	29	6	12	14	61
居住環境の整備	42	43	9	30	124
社会参加・余暇活動	21	21	8	15	65
権利擁護	28	124	13	12	177
不安の解消・情緒安定	46	61	22	63	192
その他	42	39	20	23	124
計	811	1,003	376	542	2,732

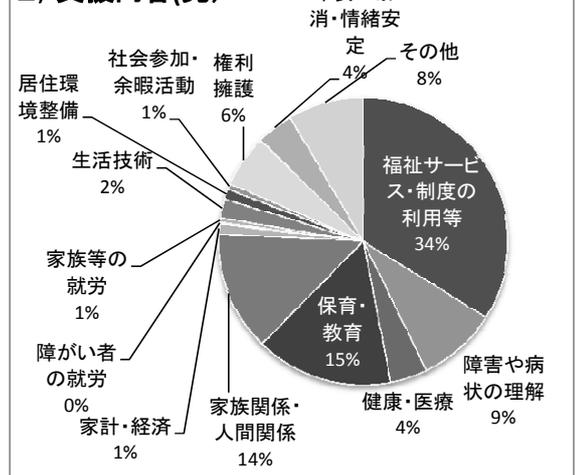
### 2. 支援内容



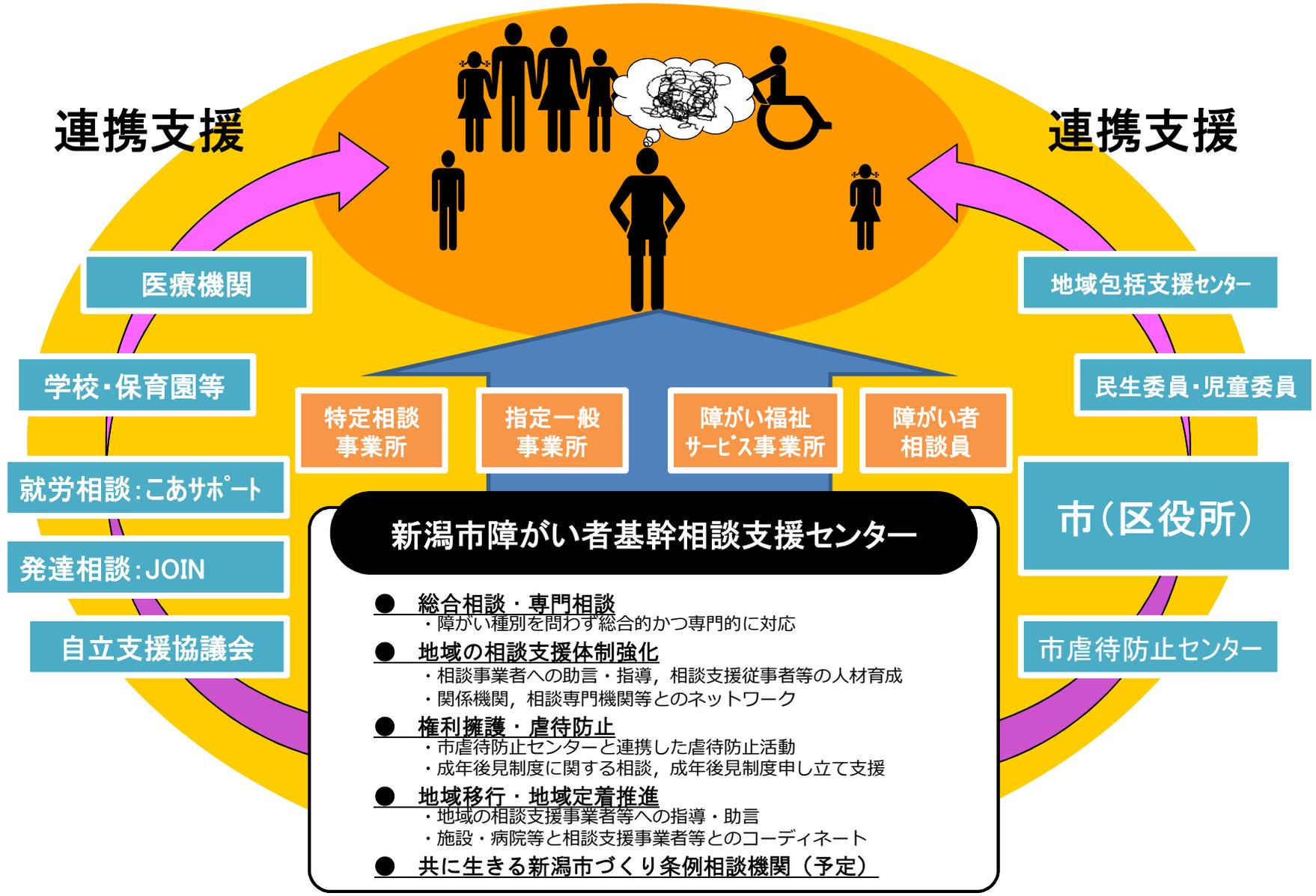
【障がい児】

区分	東	秋葉	西	中央	計
福祉サービス・制度の利用等	65	22	59	60	206
障害や病状の理解	32	6	12	4	54
健康・医療	19	0	3	3	25
保育・教育	18	41	11	23	93
家族関係・人間関係	29	31	3	19	82
家計・経済	3	3	0	1	7
障がい者の就労	0	0	0	1	1
家族等の就労	0	2	1	0	3
生活技術	1	0	0	12	13
居住環境の整備	1	4	1	1	7
社会参加・余暇活動	0	0	3	1	4
権利擁護	0	35	1	0	36
不安の解消・情緒安定	3	5	5	12	25
その他	7	12	8	24	51
計	178	161	107	161	607

### 2. 支援内容(児)



# 新潟市障がい者基幹相談支援センターの機能・役割



安心して地域で暮らせるように～